

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和元年度 第2回相模原市地域福祉推進協議会部会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 福祉部 地域福祉課 電話 042-769-9222(直通)				
開催日時		令和元年8月5日(月)午前10時00分～午前11時30分				
開催場所		相模原市民会館 4階 第3中会議室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他	3人(オブザーバー:横浜保護観察所職員、市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター職員)				
	事務局	3人(地域福祉課長他2人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 議 題 (1) 市再犯防止推進計画について (2) 市成年後見制度利用促進基本計画について 3 その他 4 閉 会				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局等の発言)

- 1 開会
- 2 部会長選出
- 3 議題

### ( 1 ) 市再犯防止推進計画について

データについて、市民として敏感となるのは、県のデータより市のデータが欲しい。可能な限り、市のデータを提供していただきたい。

今後、横浜保護観察所より、できるだけ本市に関する情報をいただく。

「切れ目のない支援」が一番大切。再犯の人たちとの連携は福祉の世界ではほとんどない状況である。職員研修をよくやってほしい。縦割りなことはよくやっているが、横の連携が必要。市民のことばかり言っているが、そういう知識を市のそれぞれの部署で共有することが課題であり、職員への研修が必要である。障害者の方のデータがない。特に知的障害。切れ目のない支援はそういう人たちに必要。手帳をもらうまでのプロセスに非常に時間がかかる。障害の方々への支援の取組をする必要がある。

また、福祉の分野では更生という言葉は、障害者に対する言葉で使うことが多い。

「更生支援」という言葉を使うと色々な意見が出るのではないか。

保護司は、保護観察、再犯防止、非行防止の指導をしている。観察の期間が終わると、保護司と対象者の関係が切れてしまう。これから、全国に更生保護サポートセンターができると聞いている。このサポートセンターが、罪を犯した人の保護観察終了後、悩みの相談ができる場所になっていいのではないか。

居住支援について。市営住宅を想定しているのか。それとも民間が所有している物件なのか。

民間も想定しているのであれば、ネットワークの中に民間の宅建業界等を入れていく必要があるのではないか。

相模原市にも居住支援協議会がある。民間の力を借りながら検討している。

入居先として市営住宅を想定していくのはなかなか厳しい状況である。

生活困窮者支援で一時的に入所できる施設があるのでは。

県社会福祉士会にご協力いただき、本市には、「はばたき」という一時的に入所できる施設があるが満床である。非常に人気があり一人出て行ってもすぐに次の入所者でいっぱいになる。将来的には困窮者支援にも力を入れていかなければいけない。

グループホームの確保も重要。罪を犯した人の中にどのくらい障害者や高齢者

がいるかわからないが、生活ができない。こういった場所の確保ができないと、切れ目のない支援はできない。

環境面の調整。身元引受人等がない場合、行き場所がない。相模原市に何人ぐらいいるかわからないと、どのように対策を取っていいかわからない。そのあたりのデータも必要。

切れ目のない支援ということだが、これは、罪を犯した人だけのことではないのではないか。

断らない支援。地域福祉計画の全体的な課題であり、求められていることである。

未成年の取り扱いは？行き場所はどうか。

未成年の場合は少年院に入所となる。更生という考え方になる。

少年の場合は、少年院退所後、引き取り先がない場合は、児童養護施設や児童自立支援施設等が受け入れ場所となる場合が多い。

支援者が偏見なく、どれだけ多く増えるかが大切なである。

全体的なつくりとして、こういう現状があるから、こういう支援が必要であるという状況が見えにくい。データをもとに、課題を抽出し、取組の方向性を提示していく必要がある。

掲載するデータについてよく検討し、課題や取組の方向性を再確認する。

受刑者本人への周知も必要ではないか。どのような支援が受けられるのか、分かっていないと支援につながっていかない。

刑事・司法関係機関等とよく連携し、行政の福祉サービスについて周知を徹底していきたいと考えている。そのために、主な取組として、関係機関のネットワーク会議を設置していきたい。

障害者手帳が必要な方への支援は、切れ目のない支援が難しい。なぜなら手帳が交付されるまでに時間がかかるためである。

神奈川県には、地域生活定着支援センターがある。センターでは、高齢者、障害者等特別調整が必要な方を支援している。今後よく情報共有していきたい。

市民への広報は、再犯防止を押し出すよりも、まず犯罪防止の広報、啓発が必要。犯罪の起こりにくい社会をつくるのが大事である。

その視点も取り入れて、犯罪予防の担当部署と調整し、表現を加える。

## (2) 市成年後見制度利用促進基本計画について

かなりわかりやすい流れになっている。

P4. 日常生活自立支援事業の利用者数(その他)は誰？

障害もなく、高齢者でもなく「その他」としている。

どこで成年後見制度利用促進の事業を行っているのかわからない。市なのか市社会福祉協議会なのか。

まさに現在の課題である。どこに相談していいのかわからない現状を整理していく。

実際相談する方は、それぞれのサービス事業所に相談しているのが実態である。わかりやすいパンフレットが必要。また、事業所への研修も必要である。

協議会を設置した後、この協議会との情報共有も行っていくということで問題ないか。

協議会の設置は、計画の位置づけとなるため、相互に情報提供を行っていく。

P8. 主な取組内容について。(2)の「早期の段階から、相談や制度の使用がしやすい環境を整える」となっているが、段階的に、また、対象者にあった相談窓口を整備する必要がある。早期発見は誰がするのか。

相談に関して、どこが受けても必ずつながるような体制をめざしていく。

また、早期発見に関しては、いろいろな方法がある。多くの方に制度知っていただき、早期発見につながるような仕組みを作っていきたい。

P7. 成年後見制度についての相談先が分かりにくいという課題であるが、市の役割としては、交通整理をしていくのか。どこで受けてもつなげていくことができる体制づくりをするのか。

包括的な支援体制の整備は地域福祉のすべてにつながる必要な仕組みづくりである。どこに相談してもつながるような仕組みを目指していく。

市長申立て、後見申立ての費用の助成や補助等記載されていない。

利用支援事業の実施という表現のみだったので、追加する。

社会福祉法人で法人後見を行うところを増やしていかなければいけないのではないか。将来的には、後見人不足になるのではない。

法人後見をだれがやるのかが固まっていないため、それを市が推進するのは難しいのでは。

中核機関の設置に関してはこのスケジュールでいいのか。

R3年度に設置できるように、来年度設置に向けた検討を行っていく。

## 6 その他

次回開催日は8月26日。

## 7 閉会

相模原市地域福祉推進協議会部会委員 出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	部会長	出席
2	江崎 智彦	神奈川県弁護士会		欠席
3	江藤 博之	相模原市保護司会協議会		出席
4	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
5	田中 和垂	公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 神奈川県支部		出席
6	渡辺 幸雄	公募市民		出席